

平成17年度東京都入札監視委員会第一回定例審議概要

| | | |
|------------------------|--|--|
| 開催日及び場所 | 平成18年1月19日(木) 都庁第一本庁舎34階北塔A会議室 | |
| 委員 | (株)東京国際フォーラム監査役 弁護士 東京大学大学院工学系研究科教授 早稲田大学理工学部教授 弁護士 | 立花 壯 介(委員長) 藤谷 護 人 委員長職務代理者 坂本 雄 三 木村 忠 正 岩島 のり子 計5名出席 |
| 審議対象期間 | 平成16年4月1日～平成17年3月31日(発注日による) | |
| 抽出案件計 | (東京都が平成16年度に発注した工事契約のうち、入札・契約の手続の見直しを行うきっかけとなった代表的事例及び企業局を含めなるべく多く発注する局の事例を抽出して審議対象とした。 また、参考として、施工能力審査型総合評価方式の試行案件を抽出した。) | |
| 一般競争 | 0件 | |
| 指名競争 | 審議案件2件 <案件1> 練馬区田柄二丁目地先から同区北町八丁目地先間外1箇所 配水本管(1100mm・600mm)新設工事 [水道局所管] 談合防止策(指名停止)見直し検討のきっかけとなった案件 <案件2> 上野動物園総合案内所等空調設備改修工事 [建設局所管] 施工能力審査型総合評価方式検討のきっかけとなった一事例 参考案件1件 都立新宿高等学校(H17)グランド整備電気工事 施工能力審査型総合評価方式試行案件 | |
| 随意契約 | 0件 | |
| 委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | (東京都が平成16年度工事契約実績の概要を事務局から説明後、様々な発注方式に取り組んでいる中から、内容・手続に特色のあるものを2件抽出して審議対象とした。それぞれ当該工事の所管部局から内容説明をした。) | |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による報告又は意見 | 平成17年度東京都入札監視委員会定例審議において、平成16年度に契約を締結した工事案件の中から代表事例を抽出し、入札及び契約手続等の運用状況を審議した結果、適正に行われていることを認める。 談合防止策としての指名停止の強化にあたって、ルールの客観化、決定手続の適正化及び記録の保存に配慮するとともに、他に採り得る防止策についても検討を進められたい。 また、施工能力審査型総合評価方式については、引き続き試行結果を検証し、施工能力の評価が落札者の決定により適切に反映されるよう、積極的に取り組まれたい。 | |

別 紙

| 委員からの主な意見・質問、それに対する回答 | 意見・質問(委員) | 回答(都) |
|-----------------------|--|--|
| | <p>< 案件 1 > 練馬区田柄二丁目地先から同区北町八丁目地先間外 1 箇所 配水本管 (1100mm・600mm) 新設工事 [水道局所管] 談合防止策 (指名停止) 見直し検討のきっかけとなった案件</p> | |
| | <p>Q : 本件をきっかけとして、指名停止措置の強化を検討することとなったとあるが、指名停止措置強化の効果を上げるためには、国や他の自治体と連携した方が良いのではないか。</p> | <p>A : 指名停止措置はあくまで各自治体の自主的な判断であるが、判断にあたっては、周辺自治体を参考にすることが多い。東京都の取扱いが他自治体に波及することは期待できる。</p> |
| | <p>Q : 指名停止措置要綱改正案骨子にある「主導的な役割を果たした者」についてはどのように判断・把握するのか。</p> | <p>A : 談合実施にあたり他社へ電話をかけたり、暴力団の手配を行う等、談合の舵取りを行った者で、公判の傍聴等により把握する。</p> |
| | <p>Q : 意味はわかるが、公正な運用のためには判断し易い外延的なルールが必要。極力明確な定義をされたい。</p> | <p>A : 「主導的な役割」とはどのようなものか、ルールの明確化を図っていく。</p> |
| | <p>Q : 恣意的なものにはならないか。</p> | <p>A : 現行規定に準ずること。 契約事務協議会の決議を経ること。 の 2 つの条件をつけ、恣意的なものにならないようにする。</p> |
| | <p>Q : 指名停止措置強化の趣旨は理解するが、長期間の指名停止は企業生命にも関わり、法的闘争にもなり得る。以下 3 点に留意してもらいたい。 ルールを客観化する。 決定手続を適正化する。 その過程を記録に残し保持する。</p> | <p>A : ルールの明確化及び公正な運用に心していきたい。 なお、制度改正の際には様々な視点から検討しているが、なお想定できない事態の際には、入札監視委員会の先生方の意見をお聞きしたい。今後は委員会の開催回数も増やしていきたい。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>< 案件 2 > 上野動物園総合案内所等空調設備改修工事 [建設局所管] 施工能力審査型総合評価方式検討 のきっかけとなった一事例</p> <p>< 参考案件 > 都立新宿高等学校(H17)グラウンド整備電気 工事 [財務局所管] 施工能力審査型総合評価方式試行 案件</p> <p>Q : 本件 (案件 2) はくじ引きにより落札者 が決定されたが、くじ引きにより落札業者 が決まった場合、工事監督は通常以上の神 経を使うものか。</p> <p>Q : 施工能力審査型総合評価方式における施 行能力評価点では過去の成績が評価点の 一部になっているが、実績がない場合は 0 点なのか。</p> <p>Q : 成績評価点が 0 点でも落札する場合はあ るのか。</p> <p>Q : アンケート資料にある配点の変更をした ほうが良いというのはどのような意見か。</p> <p>Q : 限られた予算で、公共工事のパイが少な くなる中で、よりよい工事をするために、 色々な試みをすることはよいと思う。 これは、今すぐということではなく、意 見であるが、今後は制度を複合的に運用し て運転免許の切符のように点数化するこ とはできないか。</p> | <p>A : 案件による。本案件についていえば、履 行が開始され、やりとりを行ううちに不安 は解消された。</p> <p>A : 0 点となる。このため、施工能力審査型 総合評価方式案件では評価が低くなる。し かし、都発注案件は施工能力審査型以外の (一般的な価格競争型の) 案件もある。</p> <p>A : 価格点及び施行能力評価点のもう一つの 要素である配置予定技術者の評価点によ り落札する場合がある。</p> <p>A : 平均点 7 . 5 点であるが、8 点 9 点あた りに集中する傾向があるので、そのあたり の区分をもう少し細かくして、差がでるよ うに等の意見があった。</p> |
|--|---|--|